

議案第 109 号

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年多可町条例第21号)の全部を次のように改正する。

題名中、「多可町家庭的保育事業等」を「多可町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業」に改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省第61号。以下「省令」という。)で定める基準をもって、その基準とする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。)で定める基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第4条 家庭的保育事業者等(省令第3条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいう。)又は乳児等通園支援事業者(府令第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者をいう。)は、多可町暴力団排除条例(平成24年多可町条例第34号)第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者であってはならない。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定のうち、児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により改正された法第33条の10の規定は、令和7年10月1日以後に生じた事実又は行われた行為について適用する。